

四半期報告書

(第23期第2四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

株式会社青山財産ネットワークス

東京都港区赤坂八丁目4番14号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 2

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 3
- 2 経営上の重要な契約等 3
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 6
- (7) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 12

2 その他 21

第二部 提出会社の保証会社等の情報 22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月8日
【四半期会計期間】	第23期第2四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社青山財産ネットワークス
【英訳名】	Aoyama Zaisan Networks Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 蓮見 正純
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03（6439）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 水島 慶和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目4番14号
【電話番号】	03（6439）5800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 水島 慶和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第2四半期連結 累計期間	第23期 第2四半期連結 累計期間	第22期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年6月30日	自平成25年1月1日 至平成25年6月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
営業収益（千円）	4,090,792	1,591,620	5,839,666
経常利益又は経常損失(△)（千円）	35,978	△7,100	91,731
四半期（当期）純利益（千円）	33,934	30,951	92,095
四半期包括利益又は包括利益（千円）	31,737	161,711	113,085
純資産額（千円）	1,187,610	1,324,051	1,941,724
総資産額（千円）	4,133,848	3,612,773	4,769,322
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	321.03	292.81	871.25
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	28.7	36.6	26.5
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△188,796	2,722	227,998
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△752,173	1,131,025	△1,203,423
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	444,116	△473,136	247,179
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	978,141	1,408,452	746,749

回次	第22期 第2四半期連結 会計期間	第23期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	996.44	1,570.67

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては、記載しておりません。
2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については以下の通りであります。

第1四半期連結会計期間より、アオヤマ・ウェルス・マネジメント・プライベート・リミテッドは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間において、渋谷第二任意組合はその組合財産に対する共有持分全てを譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

詳細は、『第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）』に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、中国経済の減速、欧州政府債務危機の再燃等の影響など海外景気の下振れリスクはあるものの、新政権発足以降、積極的な金融・財政政策により円高修正や株価上昇の動きが見られ景気回復への期待感が高まっております。当社グループにとって影響の大きい不動産業界においても、都心5区のオフィスビルの空室率の高止まり傾向は一部では改善の動きが見られ、収益不動産市場においては、購入需要が高まりつつあり、回復の動きが見られております。

このような環境の中で、当社グループは、個人、企業オーナーの皆様を中心に個人の財産の保全と、企業の事業承継、そして国民の財産の3分の2を占める不動産の収益性の向上、有効活用、購入、売却等の不動産ソリューションなどの財産コンサルティングを、「財産は幸せな人生を送るための土台である。」という考え方にに基づき行ってまいりました。激動する経済環境の中、「未来の約束されない時代」を乗り切るためには、将来の経済環境を予測し、財産の現状把握を行い、しっかりと資産運用および相続・事業承継プランを立案し実行する「財産管理」が不可欠であります。

当社グループは、独立系総合財産コンサルティング会社として、「100年後もあなたのベストパートナー」を実現するためにお客様のニーズに応えるべく、最新の法規制や会計制度、金融機関および不動産業界をはじめとする様々な業界を熟知した上で、専門的な知識や経験とノウハウをもとにサービスの品質向上を図ってまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における営業収益は1,591百万円（前年同期比61.1%減）、営業利益は0百万円（前年同期比97.7%減）、経常損失は7百万円（前年同期は経常利益35百万円）、四半期純利益は30百万円（前年同期比8.8%減）となりました。

当社グループは、財産コンサルティング事業のみの単一セグメントであります。当第2四半期連結累計期間における営業収益の区分別業績は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (平成24年12月期第2四半期)		当第2四半期連結累計期間 (平成25年12月期第2四半期)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
財産コンサルティング収益	826	20.2	812	51.0
不動産取引収益	2,591	63.3	112	7.1
サブリース収益	637	15.6	656	41.3
その他収益	35	0.9	9	0.6
合計	4,090	100.0	1,591	100.0

① 財産コンサルティング収益

当第2四半期連結累計期間における財産コンサルティング収益は、812百万円（前年同期比1.6%減）を計上いたしました。

② 不動産取引収益

不動産取引収益は、当第2四半期会計期間に予定をしておりました不動産特定共同事業法に基づく不動産共同所有システム「ADVANTAGE CLUB」の組成が翌四半期会計期間にずれ込んだことなどにより、112百万円（前年同期比95.7%減）に留まっております。

③ サブリース収益

サブリース収益は、656百万円（前年同期比3.0%増）を計上いたしました。

④ その他収益

その他収益は、全国ネットワーク会費等により9百万円（前年同期比73.8%減）を計上いたしました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ661百万円増加し、当第2四半期末残高は1,408百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

棚卸資産の減少80百万円と固定資産売却益71百万円、のれんの償却額81百万円と未払金の減少69百万円を主因として2百万円の収入（前年同期は188百万円の支出）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の売却による収入824百万円と、連結の範囲の変更を伴う子会社持分の売却による収入437百万円と投資有価証券の取得による支出116百万円を主因として1,131百万円の収入（前年同期は752百万円の支出）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

長期借入金の借り換えがキャッシュ・フローに及ぼす重要な影響はありませんでした。社債の発行による収入293百万円が社債の償還による支出92百万円を上回りましたが、一方で、短期借入金の返済による支出600百万円があったこと等から、473百万円の支出（前年同期は444百万円の収入）となりました。

（3）財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における財政状態は、前連結会計年度末と比べ総資産は1,156百万円の減少、負債は538百万円の減少、純資産は617百万円の減少となりました。

資産の主な変動要因は、現金及び預金の増加666百万円、有料介護施設用不動産売却にともなう有形固定資産の減少721百万円、渋谷第二任意組合の組合財産に対する共有持分150分の60をすべて譲渡したことによる有形固定資産の減少1,126百万円などであります。

負債の主な変動要因は、上記有料介護施設用不動産売却等による有利子負債の減少374百万円と長期預り敷金保証金の減少49百万円などであります。

純資産の主な変動要因は、渋谷第二任意組合の組合財産に対する共有持分150分の60をすべて譲渡したことによる連結除外に伴う少数株主持分の減少678百万円、その他有価証券評価差額金の増加118百万円、利益剰余金の減少56百万円などであります。

これらの結果、自己資本比率は36.6%となりました。

（4）事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

（6）主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備は次の通りであります。

（売却等）

① 当第2四半期連結累計期間において、ワタミの介護株式会社に対して賃貸しておりました当社保有不動産について売却が完了いたしました。

これに伴い、土地91百万円、建物及び構築物596百万円、その他（工具、器具及び備品）30百万円が減少しております。

② 当第2四半期連結累計期間において、前連結会計年度に取得した渋谷第二任意組合の組合財産に対する共有持分全てを譲渡したことにより、渋谷第二任意組合を連結の範囲から除外しております。

これに伴い、土地919百万円、建物及び構築物206百万円が減少しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000
計	288,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,705	105,705	㈱東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度は採用 していません
計	105,705	105,705	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	105,705	—	1,030,817	—	113,516

(6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社M I Dインベストメント	東京都千代田区有楽町1丁目9-1	11,003	10.41
蓮見正純	東京都新宿区	6,214	5.88
島田睦	千葉県市川市	3,432	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,511	2.38
杉村富生	埼玉県草加市	2,050	1.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	1,920	1.82
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカ운ト ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京U F J 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET S TREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済 事業部)	1,511	1.43
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,068	1.01
岡部由枝	東京都墨田区	1,050	0.99
小方高明	東京都調布市	750	0.71
計	—	31,509	29.81

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 105,705	105,705	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,705	—	—
総株主の議決権	—	105,705	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式8株 (議決権8個) が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	746,749	1,413,452
売掛金	247,161	243,412
販売用不動産	90,284	15,700
その他のたな卸資産	16,111	10,665
その他	77,396	56,545
貸倒引当金	△22,829	△16,074
流動資産合計	1,154,874	1,723,702
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	855,606	50,799
土地	1,012,806	1,406
その他（純額）	54,281	19,928
有形固定資産合計	1,922,693	72,134
無形固定資産		
ソフトウェア	30,228	23,858
のれん	122,755	40,909
その他	2,980	2,885
無形固定資産合計	155,963	67,653
投資その他の資産		
投資有価証券	1,395,623	1,609,202
関係会社株式	3,260	—
その他	136,906	140,080
投資その他の資産合計	1,535,790	1,749,282
固定資産合計	3,614,447	1,889,071
資産合計	4,769,322	3,612,773

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	67,078	50,831
短期借入金	600,000	—
1年内返済予定の長期借入金	58,703	193,600
1年内償還予定の社債	92,500	60,000
未払法人税等	8,766	11,163
その他の引当金	24,577	3,912
その他	297,237	241,281
流動負債合計	1,148,862	560,789
固定負債		
社債	—	240,000
長期借入金	754,851	637,600
長期預り金	60,539	37,657
退職給付引当金	50,590	49,741
長期預り敷金保証金	812,753	762,933
固定負債合計	1,678,735	1,727,932
負債合計	2,827,597	2,288,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030,817	1,030,817
資本剰余金	334,224	334,224
利益剰余金	258,446	201,883
株主資本合計	1,623,487	1,566,924
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△360,586	△241,754
為替換算調整勘定	—	△1,117
その他の包括利益累計額合計	△360,586	△242,872
少数株主持分	678,822	—
純資産合計	1,941,724	1,324,051
負債純資産合計	4,769,322	3,612,773

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
営業収益		
営業収入	1,499,368	1,478,921
不動産売上高	2,591,423	112,698
営業収益合計	4,090,792	1,591,620
営業原価		
営業原価	1,015,163	940,444
不動産売上原価	2,461,626	133,452
営業原価合計	3,476,789	1,073,897
営業総利益	614,003	517,723
販売費及び一般管理費	582,799	517,020
営業利益	31,203	702
営業外収益		
受取利息	119	86
受取配当金	8,702	10,744
保険解約返戻金	2,914	—
その他	3,553	2,800
営業外収益合計	15,289	13,631
営業外費用		
支払利息	7,524	13,414
社債発行費	—	6,287
その他	2,990	1,733
営業外費用合計	10,514	21,434
経常利益	35,978	△7,100
特別利益		
固定資産売却益	1,214	71,279
投資有価証券売却益	203	—
特別利益合計	1,417	71,279
特別損失		
投資有価証券売却損	347	—
投資有価証券評価損	—	11,249
特別損失合計	347	11,249
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	37,047	52,928
匿名組合損益分配額	△159	△393
税金等調整前四半期純利益	37,206	53,321
法人税、住民税及び事業税	3,272	9,324
法人税等合計	3,272	9,324
少数株主損益調整前四半期純利益	33,934	43,997
少数株主利益	—	13,046
四半期純利益	33,934	30,951

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	33,934	43,997
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,197	118,831
為替換算調整勘定	—	△1,117
その他の包括利益合計	△2,197	117,713
四半期包括利益	31,737	161,711
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	31,737	148,664
少数株主に係る四半期包括利益	—	13,046

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	37,206	53,321
減価償却費	16,251	30,869
のれん償却額	81,846	81,846
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,882	△6,754
賞与引当金の増減額 (△は減少)	13,299	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,514	△849
その他の引当金の増減額 (△は減少)	3,439	△20,664
受取利息及び受取配当金	△8,822	△10,830
支払利息	7,524	13,414
社債発行費	—	6,287
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	11,249
投資有価証券売却損益 (△は益)	144	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△1,214	△71,279
売上債権の増減額 (△は増加)	△59,022	7,482
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△58,288	80,030
立替金の増減額 (△は増加)	△142,146	—
買取債権の増減額 (△は増加)	3,000	11,059
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,701	△16,246
未払金の増減額 (△は減少)	△83,059	△69,807
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	77,632	△49,819
長期預り金の増減額 (△は減少)	△1,550	△16,789
その他	△71,696	△26,704
小計	△205,526	5,814
利息及び配当金の受取額	8,822	10,830
利息の支払額	△8,459	△15,094
過年度消費税等の還付額	10,655	6,442
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	5,712	△5,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	△188,796	2,722
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△5,000
無形固定資産の取得による支出	△367	—
有形固定資産の取得による支出	△749,601	△19,006
有形固定資産の売却による収入	1,934	824,324
投資有価証券の取得による支出	△10,000	△116,010
投資有価証券の売却による収入	5,251	9,500
連結の範囲の変更を伴う子会社持分の売却による収入	—	437,217
その他	609	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△752,173	1,131,025

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	—	△600,000
長期借入れによる収入	770,000	800,000
長期借入金の返済による支出	△18,854	△782,354
社債の発行による収入	—	293,398
社債の償還による支出	△237,500	△92,500
匿名組合等出資預り金の分配による支出	△2,100	△5,700
配当金の支払額	△67,429	△78,173
少数株主への配当金の支払額	—	△7,806
財務活動によるキャッシュ・フロー	444,116	△473,136
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△474
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△496,853	660,136
現金及び現金同等物の期首残高	1,474,995	746,749
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	1,566
現金及び現金同等物の四半期末残高	978,141	1,408,452

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、アオヤマ・ウェルス・マネジメント・プライベート・リミテッドは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間において、渋谷第二任意組合はその組合財産に対する共有持分全てを譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

なお、当該連結の範囲の変更につきましては、当第2四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えます。当該影響の概要は、連結貸借対照表の総資産額の減少、少数株主持分の減少であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
人件費	157,447千円	143,707千円
のれん償却額	81,846	81,846
貸倒引当金繰入額	7,412	1,627

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	978,141千円	1,413,452千円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△5,000
現金及び現金同等物	978,141	1,408,452

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

平成24年2月14日の取締役会において、次のとおり決議し、配当金を支払っております。

(イ) 配当金の総額	68,708千円
(ロ) 1株当たり配当額	650円
(ハ) 基準日	平成23年12月31日
(ニ) 効力発生日	平成24年3月29日
(ホ) 配当の原資	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1. 配当に関する事項

平成25年2月13日の取締役会において、次のとおり決議し、配当金を支払っております。

(イ) 配当金の総額	79,278千円
(ロ) 1株当たり配当額	750円
(ハ) 基準日	平成24年12月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年3月29日
(ホ) 配当の原資	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

当社グループは、財産コンサルティングに特化したサービスを提供する企業集団として、個人及び法人の財産承継、資産再生等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

当社グループは、財産コンサルティングに特化したサービスを提供する企業集団として、個人及び法人の財産承継、資産再生等のコンサルティングを手掛けており、財産コンサルティング事業という単一の事業セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	321円03銭	292円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	33,934	30,951
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	33,934	30,951
普通株式の期中平均株式数(株)	105,705	105,705

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 重要な資産の譲渡

当社は、資産の流動化を図るため投資有価証券の一部を売却致しました。これによる損益に与える影響は軽微であります。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 譲渡株式銘柄 | 株式会社うかい |
| (2) 譲渡契約締結日 | 平成25年7月8日 |
| (3) 株式譲渡日 | 平成25年7月23日 |
| (4) 譲渡株式数 | 354,729株 |
| (5) 譲渡価額 | 695,623千円 |

2. 当社連結子会社・孫会社間の合併および商号変更について

当社は、平成25年5月14日に開催いたしました取締役会の決議に基づき、平成25年7月1日をもって当社100%連結子会社である株式会社青山総合エステートを、株式会社青山総合エステートの100%子会社(当社の孫会社)であるKRFコーポレーション株式会社が吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社を中心とする企業集団の中において重複する事業を統合し経営資源の集中を図ることにより、当該事業の経営効率化と顧客サービスの向上を図ることを目的としております。

(2) 合併の要旨

①合併の日程

両者合併決議取締役会	平成25年5月14日
両者合併契約締結	平成25年5月14日
両者合併承認臨時株主総会	平成25年6月14日
合併期日	平成25年7月1日

②合併の方式

当社の孫会社であるKRFコーポレーション株式会社を存続会社とし、株式会社青山総合エステートを消滅会社とする吸収合併方式であります。

③合併後の企業の名称

存続会社であるKRFコーポレーション株式会社は、合併日をもって株式会社青山総合エステートに商号を変更しております。

④会計処理の概要

「企業結合会計に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

3. ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、平成25年6月18日開催の取締役会において、会社法236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。

I. 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権の割当を行うものであります。

II. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社青山財産ネットワークス第3回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当ての新株予約権の数

当社取締役	3名	290個
当社従業員	58名	1,875個
当社子会社取締役	3名	230個
当社子会社従業員	22名	604個

なお、当社の社外取締役に対しては、新株予約権を割当てないものとする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

なお、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(4) 新株予約権の総数

2,999個

(5) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込む事を要しない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額34,551円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成27年6月19日から平成29年6月18日までとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社平成25年12月期および平成26年12月期の2期間の連結営業利益の平均が300百万円以上を計上した場合に権利行使できるものとする。

②新株予約権者は、権利行使期間開始日から1年間は割当てを受けた新株予約権の総数の50%（かかる割合に基づき計算した新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は当該端数を切り捨てた新株予約権の個数）を権利行使することができるものとし、当該1年間経過の翌日から権利行使期間終了日までの期間については残りの新株予約権について権利行使できるものとする。

③新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- ②新株予約権者が、上記(9)①および③に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。
- ③その他の取得事由および取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (1 1) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (1 2) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承認する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社および株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
- ②新株予約権の目的となる株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる株式の数
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(6)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権の行使期間
上記(7)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥その他行使条件および取得条項
上記(9)および(10)に準じて定めるものとする。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて定めるものとする。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (1 3) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1 4) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- (1 5) 新株予約権の割当日
平成25年7月3日
- (1 6) その他
その他の新株予約権を引き受ける者の募集、新株予約権の発行および取得に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

4. 株式交換による完全子会社化

当社は、平成25年8月8日開催の取締役会において、平成25年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社日本資産総研（以下「NSS社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、NSS社との間で株式交換契約を締結いたしました。また、NSS社においては、平成25年8月7日開催の取締役会決議において本株式交換について決議をしております。

なお、本株式交換については、平成25年9月26日開催予定の当社臨時株主総会及び平成25年9月25日開催予定のNSS社定時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けることを前提としております。

（1）株式交換による完全子会社化の目的

当社が独立系総合財産コンサルティング会社として、今後更に成長・発展していくためには、営業力の強化ならびに営業エリアの拡大、コンサルティング力の強化、ブランド力の向上が必要不可欠であると考えております。そこで、当社の全国ネットワークのパートナーであり「総合資産コンサルティング」を行うNSS社との株式交換（完全子会社化）を行う事を決定いたしました。

NSS社は総合資産コンサルティングを通じて、家族・社会の繁栄、資産の保全に貢献していく事を経営方針に掲げ、総合資産コンサルティング事業とコンサルタント育成事業を基幹事業として京葉エリアを中心に事業拡大を進めております。

NSS社との株式交換は、相互の融和によるコンサルティング力の拡充、及び営業基盤強化とともに、全国展開への足がかりとするためには不可欠であります。

また、NSS社では、コンサルタント育成事業・会員組織組成運営事業など、当社では展開していない事業分野を擁しており、それらのノウハウを基に、今後幅広く当社のお客様への対応が可能になると考えております。コンサルタント育成事業においては、コンサルタントの早期育成・全国輩出、及び既存コンサルタントのコンサルティング能力の向上を図る事が可能となります。会員組織組成運営事業においては、「100年後もあなたのベストパートナー」を実現するために、多様化したニーズに対応した情報の提供と、それに基づいた継続的な財産コンサルティングを提供していくことが可能となります。

については、同じ志を有する当社及びNSS社のシナジー効果を最大限に高め、両社が共に歩み、成長し続け、お客様に最も支持されるコンサルティング会社に成長する事を目的とし、NSS社を株式交換による完全子会社化を行う事を決定いたしました。

（2）本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

取締役会決議日（NSS社）	平成25年8月7日
取締役会決議日（当社）	平成25年8月8日
株式交換契約締結日（当社及びNSS社）	平成25年8月8日
臨時株主総会基準日（当社）	平成25年8月23日（予定）
株式交換承認時株主総会（NSS社）	平成25年9月25日（予定）
株式交換承認臨時株主総会（当社）	平成25年9月26日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

② 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、NSS社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。なお、本株式交換は、当社は平成25年9月26日開催予定の臨時株主総会において、NSS社は平成25年9月25日開催予定の定時株主総会において、それぞれの本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成25年10月1日を効力発生日として行う予定であります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	NSS社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	3

イ) 株式の割当比率

NSS社の普通株式1株に対し、当社の普通株式3株を割り当てます。

ロ) 本株式交換により発行する新株式等

普通株式 11,289株（予定）

④ 本株式交換に伴う新株予約権の取扱い

NSS社が発行している新株予約権については、平成25年8月20日までに、新株予約権者が権利を行使するか、又は新株予約権者をして当該新株予約権を放棄させることを予定しております。これにより、(2)③本株式交換に係る割当ての内容の本株式交換により交付する株式数が変動する可能性があります。

⑤ 株式交換比率の算定方法

当社およびNSS社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は監査法人A&Aパートナーズを、NSS社は公認会計士前原事務所を選定しました。

両社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社及びその関係会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記(2)③記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

株式会社青山財産ネットワークス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 常芳 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 康一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社青山財産ネットワークスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青山財産ネットワークス及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。